

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要なとなる感染拡大防止や医療提供体制の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、令和5年4月5日厚生労働省発医政0405第2号・発健0405第1号、発薬生0405第56号厚生労働事務次官通知の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）交付要綱」に基づき、別表1-1（令和5年5月7日まで）、別表1-2（令和5年5月8日から令和5年9月30日まで）及び別表1-3（令和5年10月1日以降）の第1欄に定める事業区分ごとに第2欄に定める実施者が行う事業のうち、第3条に定める事業実施計画に記載されたものとする。

（事業実施計画の作成及び提出）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第1号様式による事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画を作成する者の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

（申請手続）

第4条 補助金の新規交付申請及び変更交付申請は、補助金の交付を受けようとする者が、第2号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、緊急又はやむを得ない理由で交付決定前に事前着手をする場合は、事前着手届出書を知事に提出しなければならない。ただし、令和4年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱による補助を受けた者の事前着手届出書の提出は省略することができる。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税

の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、次により算定する。

(1) 別表1-1(令和5年5月7日まで)、別表1-2(令和5年5月8日から令和5年9月30日まで)及び別表1-3(令和5年10月1日以降)の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める実施者に対し、別表2-1(令和5年5月7日まで)、別表2-2(令和5年5月8日から令和5年9月30日まで)及び別表2-3(令和5年10月1日以降)の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)を交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書及び変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする補助事業者は、前条の通知のあった日から10日以内に第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が適切と認めた法人格を有する団体等への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。
 - ア 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - エ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - カ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない（補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。）。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

また、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(2) 市町村への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、第 7 号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 6 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

シ 市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市町村は以下の条件を付さなければならない。

(ア) 本号アからキまでに掲げる条件

この場合において、アからウ、オ及びキの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「第 7 号様式」とあるのは「市町村が別に定める様式」と、エ中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、エ及びキ中「補助金」とあるのは「間接補助金」

と読み替えるものとする。

(イ) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ス 県が付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 補助事業者は、前条第1号アからイ及び第2号アからイに規定する補助事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、第4号様式による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施状況に関し、第5号様式による実施状況報告書を知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、第6号様式による実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当

該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第 8 号様式による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の承認)

第 15 条 財産の処分の承認については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によるものとする。

(書類の提出部数)

第 16 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 1 部とする。

(届出事項)

第 17 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(実施期間)

第 18 条 実施期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (令和 5 年 6 月 2 日医危第 2077 号)

この要綱は、令和 5 年 6 月 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 5 年 8 月 28 日医危第 3110 号)

この要綱は、令和 5 年 8 月 28 日から施行し、令和 5 年 7 月 11 日から適用する。

附 則（令和5年10月23日医危第3674号）

この要綱は、令和5年10月23日から施行し、令和5年10月1日から適用する。